

長野県議会災害等対策連絡本部設置要綱

(作成日) 平成 25 年 3 月 8 日

(最終改正日) 令和 2 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 この要綱は、本県において一定規模以上の災害が発生した場合又は新型インフルエンザ等の急速なまん延のおそれがある場合における本県議会の対応について、必要な事項を定めることにより、適切な対応に資することを目的とする。

(災害対策連絡本部の設置)

第 2 本県において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定により長野県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置された場合又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 22 条第 1 項の規定により県対策本部が設置された場合であって、議長が必要と認めるときにおいて、議長は、議長及び副議長並びに所属議員 2 人以上の党派を代表する者をもって構成する長野県議会災害等対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

- 2 連絡本部長は、議長をもって充て、連絡本部の副本部長は、副議長をもって充てる。
- 3 連絡本部の会議は、長野県議会会議規則（昭和 35 年議会規則第 2 号）別表に定める各党派代表者との打合せ会議の開催をもって代えるものとする。
- 4 連絡本部の事務局（以下「事務局」という。）は、県議会事務局内に置く。

(連絡本部の役割)

第 3 連絡本部の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各議員の被災又は罹患の有無を適時確認すること。
- (2) 次に掲げる情報を収集し、各議員に随時連絡すること。
 - ア 県災害対策本部からの被災状況、災害への対応等
 - イ 県対策本部からの新型インフルエンザ等の発生状況、まん延防止への対応等
- (3) 議員からの意見及び要望を集約し、次に掲げる事項を県災害対策本部又は県対策本部へ伝達すること。
 - ア 災害への対応等
 - イ 新型インフルエンザ等のまん延防止への対応、社会機能維持への対応等
- (4) 協議及び調整の上、必要に応じ全員協議会の開催等を議長へ要請すること。

(連絡本部と各議員との連絡)

第 4 連絡本部と各議員との連絡は、事務局を通じて行うものとし、各議員は、これに用いる主な連絡手段をあらかじめ事務局に届け出るものとする。

- 2 議員は、第 3 第 3 号に規定する事項に関し、執行部に意見及び要望がある場合においては、前項の連絡手段を通じ、事務局に伝えるものとする。

(連絡本部の解散)

第 5 連絡本部は、県災害対策本部又は県対策本部が解散したときに解散するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、連絡本部長が必要と認めるときには、連絡本部の解散を前項の時期と異なるときに行うことができる。

(補則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に議長が定める。